

改正

平成20年3月31日要綱第52号

平成23年3月31日要綱第49号

平成23年9月30日要綱第122号

平成24年3月30日要綱第71号

平成25年3月29日要綱第84号

平成26年3月31日要綱第13号

平成26年9月30日要綱第170号

平成27年12月28日要綱第135号

平成28年3月31日要綱第59号

調布市在宅心身障害者（児）委託型緊急一時保護事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、在宅の障害者等を介護している者（以下「介護者」という。）が疾病等の理由により介護が困難な場合に、障害者等を一時的に保護すること（以下「保護事業」という。）により、障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 障害者等 障害者及び障害児をいう。
- (4) 日帰り保護 介護者が冠婚葬祭、疾病、事故等の理由により介護が一時的に困難な場合に、障害者等を調布市総合福祉センター（以下「センター」という。）においてあらかじめ登録した介護員により保護を行うことをいう。
- (5) 宿泊保護 介護者が冠婚葬祭、疾病、休養等の理由により介護が一時的に困難な場合に、障害者等を重症心身障害児専門機関又は法第5条第11項に規定する障害者等支援施設（以下「障害者支援施設」という。）等に短期間宿泊させ、保護を行うことをいう。
- (6) 生活保護世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯をいう。

- (7) 支援給付受給世帯 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の属する世帯をいう。

第3 事業の委託

保護事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める社会福祉法人に委託して実施するものとする。

- (1) 日帰り保護 社会福祉法人調布市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）
- (2) 宿泊保護 市長が別に定める社会福祉法人

第3の2 実施施設

宿泊保護は、第3第2号に規定する社会福祉法人が運営する次の各号に掲げる施設で、市長が別に定めるものにおいて実施するものとする。

- (1) 療育センター（法第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所のうち、療養介護を実施する施設をいう。以下同じ。）
- (2) 障害者支援施設
- (3) 障害児入所施設（児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。）

第4 対象者等

保護事業の対象者、利用定員、利用日数、利用時間及び費用負担は、別表に定めるところによる。

第5 対象者の登録

保護事業を利用しようとする者は、市長が指定する期間内に調布市在宅心身障害者（児）緊急一時保護（日帰り保護・宿泊保護）事業登録申込書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申し込まなければならない。この場合において、日帰り保護の申込みにあつては社会福祉協議会での面接を、宿泊保護の申込みにあつては当該宿泊保護の申込みに係る施設での判定を受けなければならない。

- (1) 同意書（第2号様式）
- (2) 心身の状態等を確認できる書類（障害者支援施設における宿泊保護を利用する場合に限る。）
- (3) 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める世帯の課税状況等を確認できる書類（宿泊保護を利用する場合に限る。）

ア 生活保護世帯 生活保護受給証明書

イ 支援給付受給世帯 支援給付受給証明書

ウ ア及びイ以外の世帯 区市町村民税の課税証明書又は非課税証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、公簿等により前項第3号に掲げる書類の内容を確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 3 市長は、日帰り保護を利用しようとする者から第1項の規定による申込みを受けた場合にあっては、社会福祉協議会の長に対し調布市在宅心身障害者（児）緊急一時保護（日帰り保護・宿泊保護）事業面接調査依頼書（第3号様式）により当該申込者の面接を、宿泊保護を利用しようとする者から第1項の規定による申込みを受けた場合にあっては、当該利用しようとする施設の長に対し調布市在宅心身障害者（児）緊急一時保護（日帰り保護・宿泊保護）事業判定依頼書（第4号様式）により当該申込者の判定を依頼するものとする。
- 4 市長は、前項に規定する面接又は判定の結果を踏まえ利用の可否を決定し、調布市在宅心身障害者（児）緊急一時保護（日帰り保護・宿泊保護）事業登録・不登録決定通知書（第5号様式）により、第1項の規定による申込みをした者に通知するものとする。この場合において、保護事業を利用することを決定したときは、当該申込みをした者が日帰り保護を利用しようとする場合にあっては日帰り保護登録者台帳（第6号様式）に、宿泊保護を利用しようとする場合にあっては宿泊保護登録者台帳（第7号様式）に、それぞれ登録するものとする。

第6 利用の申請

第5第4項の規定により登録された者が保護事業を利用しようとするときは、原則として保護事業を利用しようとする日の3月前から3日前（宿泊保護を利用しようとする場合で、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、利用しようとする日）までの間に、調布市在宅心身障害者（児）緊急一時保護（日帰り保護・宿泊保護）事業利用申請書（第8号様式）により市長に申請しなければならない。この場合において、保護事業を利用しようとする者が18歳未満にあっては介護者が、18歳以上にあっては当該利用しようとする者又は介護者が、当該申請を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、口頭により申請を受け付けることができる。この場合において、当該申請をした者は、事後速やかに所定の手続をとらなければならない。

第7 利用の承認

市長は、第6の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ利用の可否を決定し、

調布市在宅心身障害者（児）緊急一時保護（日帰り保護・宿泊保護）事業利用承認・不承認通知書（第9号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により利用の承認をしたときは、調布市在宅心身障害者（児）緊急一時保護（日帰り保護・宿泊保護）事業依頼書（第10号様式）により、日帰り保護にあつては社会福祉協議会の長に、宿泊保護にあつては当該利用の承認に係る施設の長に通知するものとする。

第8 利用の制限

市長は、第6の規定により申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しないことができる。

- (1) 利用定員を超えるとき。
- (2) 病院等に入院しているとき。
- (3) 常時医療の管理下に置く必要があるとき。
- (4) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある伝染性疾患又は精神性疾患を有するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたとき。

第9 利用承認の取消し

市長は、第7の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第4に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請を行ったとき。
- (3) 利用を辞退したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、調布市在宅心身障害者（児）緊急一時保護（日帰り保護・宿泊保護）事業利用承認取消通知書（第11号様式）により当該利用者に通知するものとする。

第9の2 利用料の納付時期及び方法

別表障害者支援施設における宿泊保護の項費用負担の欄に規定する利用料の納付の時期及び方法については、当該宿泊保護を利用した月（以下「利用月」という。）の翌月の末日までに利用月内において利用した日の分を一括して口座振込みの方法により納付するものとする。ただし、市長が適当と認めたときは、本文に規定する方法以外の方法により納付することができる。

第10 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

(調布市在宅障害者緊急一時保護事業実施要綱及び調布市在宅心身障害者宿泊を伴う緊急一時保護事業実施要綱の廃止)

- 2 次の各号に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 調布市在宅障害者緊急一時保護事業実施要綱(昭和58年調布市要綱第18号)

(2) 調布市在宅心身障害者宿泊を伴う緊急一時保護事業実施要綱(昭和63年調布市要綱第30号)

(調布市在宅心身障害者(児)緊急一時保護要綱の一部改正)

- 3 調布市在宅心身障害者(児)緊急一時保護要綱(平成10年調布市要綱第64号)の一部を次のように改正する。

題名中「緊急一時保護」を「登録型緊急一時保護」に改める。

第2第3号中「地域デイサービス施設」を「地域デイグループ施設」に改める。

附 則(平成20年3月31日要綱第52号抄)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2の規定による改正後の調布市在宅心身障害者(児)委託型緊急一時保護事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の登録申請に係るものについて適用し、施行日前の登録申請に係るものについては、なお従前の例による。

- 4 (前略)第2の規定による改正前の調布市在宅心身障害者(児)委託型緊急一時保護事業実施要綱の様式(中略)は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成23年3月31日要綱第49号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の調布市在宅心身障害者(児)委託型緊急一時保護事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の宿泊保護の利用に係るものについて適用し、同日前の宿泊保護の利用に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この要綱による改正前の調布市在宅心身障害者(児)委託型緊急一時保護事業実施要綱の様式

は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成23年 9 月30日要綱第122号）

この要綱は、平成23年10月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日要綱第71号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の調布市在宅心身障害者（児）委託型緊急一時保護事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の宿泊保護の利用に係るものについて適用し、同日前の宿泊保護の利用に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正前の調布市在宅心身障害者（児）委託型緊急一時保護事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成25年 3 月29日要綱第84号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日要綱第13号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要綱による改正後の調布市在宅心身障害者（児）委託型緊急一時保護事業実施要綱第 6 の規定は、この要綱の施行の日以後の利用の申請に係るものについて適用し、同日前の利用の申請に係るものについては、なお従前の例による。
 - 3 この要綱による改正前の調布市在宅心身障害者（児）委託型緊急一時保護事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成26年 9 月30日要綱第170号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年10月 1 日から施行する。

（調布市在宅心身障害者（児）委託型緊急一時保護事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 7 第13の規定による改正前の調布市在宅心身障害者（児）委託型緊急一時保護事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成27年12月28日要綱第135号抄）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

（調布市在宅心身障害者（児）委託型緊急一時保護事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）

5 第4の規定による改正前の調布市在宅心身障害者（児）委託型緊急一時保護事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月31日要綱第59号）

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4関係）

区分	対象者	利用定員	利用日数	利用時間	費用負担
日帰り保護	<p>(1) 市内に居住する65歳未満の者で、常時介護を要するものうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳の交付を受けているこ</p>	1日2人	月5日以内	午前9時から午後9時まで（センターの休館日を除く。）	食費等の実費は、利用者の負担とする。

と。

イ 調布市子ども発達センターに在籍していること。

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する特別支援学校又は同法第81条に規定する特別支援学級若しくは学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定により設置された通級指導学級に在籍していること。

エ 保育園において障害者枠又は障害児加算対象として保育されていること。

オ 特別児童扶

	<p>養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当等を受給していること。</p> <p>カ 医師の診断書により、精神発達遅滞があると認められていること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者</p>				
<p>療育センターにおける宿泊保護</p>	<p>市内に居住する65歳未満の障害者等で、療育センターの判定に基づき、市長が保護することを適当と認めたものの</p>	<p>1日1人</p>	<p>障害者支援施設及び障害児入所施設における宿泊保護の利用日数と合わせて月7日以内。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>利用する期間の初日の午前10時から当該期間の末日の午後4時まで。ただし、市長が必要と認めるときは、これを</p>	<p>医療費、食費等の実費及び判定料は、利用者の負担とする。ただし、生活保護世帯及び支援給付受給世帯については、判定料を市が負担する。</p>

<p>障害者支援施設における宿泊保護</p>	<p>(1) 次に掲げる要件を備える者で、障害者支援施設の判定結果に基づき、市長が保護することを適当と認めたもの</p> <p>ア 市内に居住する学齢以上65歳未満の者</p> <p>イ 日常の移動が困難な肢体不自由のある重度身体障害者(児)(身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者に限る。)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者</p>	<p>1日1人</p>	<p>療育センター及び障害児入所施設における宿泊保護の利用日数と合わせて月7日以内。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。</p>	<p>午後3時から翌日の午前10時まで</p>	<p>(1) 利用者は、調布市福祉サービス利用料及び使用料の額等を定める規則(平成27年調布市規則第32号。以下「規則」という。)別表に定める利用料を納付しなければならない。</p> <p>(2) 食費等の実費は、利用者の負担とする。</p>
<p>障害児入所施設における宿泊保護</p>	<p>(1) 市内に居住する3歳から17歳までの者で、次のいずれかに該</p>	<p>1日1人</p>	<p>障害者支援施設及び療育センターにおける宿泊保護の利用日</p>	<p>午後5時から翌日の午前10時まで(通学する</p>	<p>(1) 利用者は、規則別表に定める利用料を納付</p>

	<p>当するもののうち、障害児入所施設の判定に基づき、市長が保護することを適当と認めたもの</p> <p>ア 障害児であること。</p> <p>イ 調布市子ども発達センターに在籍していること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者</p>		<p>数と合わせて月7日以内。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。</p>	<p>学校への送迎を希望する施設利用者(こ)者(に)あ(っ)て(は、下校時間から翌日の登校時間まで。)。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができ(る)。</p>	<p>しなければならない。</p> <p>(2) 食費等の実費は、利用者の負担とする。</p>
--	--	--	--	---	---

第1号様式 (第5関係)

第2号様式 (第5関係)

第3号様式 (第5関係)

第4号様式 (第5関係)

第5号様式 (第5関係)

第6号様式 (第5関係)

第7号様式 (第5関係)

第8号様式 (第6関係)

第9号様式 (第7関係)

第10号様式 (第7関係)

第11号様式 (第9関係)